

札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金交付要綱

令和2年3月31日 子ども未来局長決裁
(最終改正 令和8年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、札幌市補助金等交付規則（令和8年3月31日規則第24号。以下「規則」という。）及び札幌市会計規則（昭和39年4月1日規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助することにより、食事や学習、体験活動、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進め、子どもたちの育ちを支援するとともに、地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、地域の子どもやその家族が参加できる子どもの居場所づくり活動を、新たに開始する事業、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内で実施されること
- (2) 主な利用者は18歳未満の地域の子ども及びその保護者であること。ただし、対象とする子どもを未就学の乳幼児に限定する事業を除く。
- (3) 原則として、月1回以上、かつ1回あたり2時間以上開催し、1年以上の継続的な活動で、子ども同士や多世代の交流を促す次のいずれかに該当する子どもの居場所づくり活動であること
 - ア 食事の提供
 - イ 学習支援
 - ウ 体験活動
- (4) 開催時に、常駐できる運営上の責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置すること
- (5) 事業の実施中及び帰宅時等における、子どもの安全管理や、感染症対策に努めること
- (6) 食事の提供を行う場合には、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮するとともに、子どもの居場所の開設時に、開催場所を所管する札幌市保健所又は区保健センターへ衛生管理に関する相談をしていない場合は、相談の上、必要な助言・指導を受けること
- (7) 参加している子どもの様子を見守り、必要に応じて相談支援機関の紹介や支援につなぐこと
- (8) 営利を目的とした事業でないこと
- (9) 宗教又は政治活動を目的としていないこと
- (10) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと
- (11) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること
- (12) 国、北海道、札幌市から他の補助金・助成金等を受けていないこと

2 前項の事業のうち、子どもの居場所づくり活動を新たに開始する場合とは、当該申

請日の属する年度に開始するものとし、さらに次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 申請日において、事業を開始した日から3か月を経過していないこと。ただし、申請の前年度においてこの補助金の交付を受けておらず、前年度の2月1日から3月31日までの間に事業を開始した場合にあっては、申請日の属する年度の4月1日に開始したものとみなす。
- (2) 申請日以降に新たに開始する場合は、申請日から3か月以内に開始すること。ただし、申請日から3月31日までの期間が3か月未満である場合は、3月31日までに開始すること

(補助対象団体)

第4条 補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている団体とする。

- (1) 札幌市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は札幌市内で活動する団体であること
- (2) 補助対象事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる団体であること
- (3) 宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

- 2 補助の対象となる経費は、第7条に定める補助対象期間に団体が支出した経費を対象とする。ただし、保険料等については、補助対象期間より前に支出する保険料等の対象となる期間が補助対象期間内であることが書面により明らかな場合は、補助対象期間より前に団体が支出した経費のうち補助対象期間分の経費を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、1団体につき10万円を限度として予算の範囲内で市長が定める額とし、補助対象経費の3分の2以内の額とする。

- 2 補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、申請日の属する月の初日から当該申請日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 申請日の属する月の初日から当該年度の2月末日までを第1期とし、3月1日から3月31日までを第2期とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、別に定める申請期間に、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。また、その

際、本要綱に基づく補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 事業収支計画書（様式第3号）
 - (3) 団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの、役員等の名簿
 - (4) 誓約書（様式第13号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請団体は、前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付及び交付額、又は不交付の決定をするものとする。

- 2 市長は第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときには、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第4号）又は札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれの団体に通知するものとする。
- 3 札幌市は、交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
 - (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
 - (4) その他交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

（事業の変更等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該補助金の申請内容に変更（市長が認める軽微な変更等を除く。）が生じたとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）を速やかに市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更・中止・廃止の申請があったときは、内容を審査し、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業変更・中止・廃止（承認・不承認）通知書（様式第7号）により補助団体にその結果を通知する。

（補助金の概算払）

第11条 補助団体は、補助金の概算払を受けようとするときは、第8条に基づく、補助金交付申請書にその旨及び理由を記載しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条第1項に基づき交付決定された補助金額を概算払するものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告は、第7条第2項に基づき、第1期と第2期に分けて行うものとする。

- 2 補助団体は、第1期については、当該年度の2月までにおける事業の終了後1か月以内又は2月末日のいずれか早い日までに、第2期については、事業終了後1か月以内又は3月末日のいずれか早い日までに札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金事業完了報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2期については補助対象の事業を行わなかった場合は提出を不要とする。

- (1) 事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業収支決算書（様式第10号）
- (3) 事業の実施状況がわかる書類
- (4) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 3 補助団体は、前項の規定による実績報告書等を提出するに当たって、第8条第1項の規定による補助金の交付の申請以降に消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、その金額（第8条第2項の規定により補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を減額して報告しなければならない。

（交付額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があった場合において、第1期、第2期の期間のそれぞれについて、報告書や領収書等根拠資料等により審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは交付金額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助交付額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び補助金返還命令）

第15条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び交付した補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) 第10条第2項の規定により事業の変更・中止・廃止の承認を受けたとき
- (5) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助を行うことを不適当と認めたとき

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、第13条の規定により確定した補助金の額が事前に交付した額に満たないときは、期限を定めて差額の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第17条 補助団体は、第13条の規定による補助金の交付金額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号）により遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の5月31日までに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告によって、第13条の規定により確定した補助金交付額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第18条 市長は、この補助金に関して必要があると認めたときは、補助団体に対して報告を求め、又は関係職員に実地による調査をさせることができる。

(関係書類の整備)

第19条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項については、子ども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費

費目（※１）	内容
物品購入費	単価が２万円未満の下記の物品の購入費 ①調理器具（鍋、フライパン、包丁等） ②調理家電（電子レンジ、電気ポット、ミキサー等） ③食器類（皿、コップ、箸、スプーン等） ④什器類（机、椅子、棚等） ⑤キッチン雑貨（ゴミ袋、スポンジ、ラップ、ふきん等） ⑥衛生用品（三角巾、作業衣、エプロン、マスク、石けん、洗剤・消毒剤、使い捨て手袋等） ⑦遊具類（室内で使用するカードゲーム、ボードゲーム等） ⑧書籍（絵本、学習支援に使用する参考書等） ⑨文具・教材（学習支援や名簿作成に使用する筆記用具等） ⑩①～⑨に該当しない物品で、事業を実施する上で市長が特に必要と認めたもの
会場使用料	開催のために場所を借り上げる費用（※２）
普及啓発費	ホームページ・チラシ等作成費、チラシ等郵送費、看板作成費等
保険料	利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う保険の保険料
受講料、検査料	①運営スタッフ、ボランティアの食品衛生責任者養成講習受講料 ②子どもの居場所づくり活動の質の向上を目的として、活動に従事するスタッフが受講する研修・講習の参加費（講師等を招いて研修を実施する場合の謝礼を含む） ③検便等事業の開催のために直接必要となる検査手数料
その他の経費	その他、事業を実施する上で市長が特に必要と認めた経費

<特記事項>

※１ いずれの項目についても、補助対象事業のみに係る経費で、実施に必要最小限なものに限り、通常より著しく高額と判断される経費を除く。

また、以下の経費は補助対象外とする。

- ・補助団体の経常的な活動に要する経費
（事務所の家賃、スタッフの人件費や交通費、会食代、事務用品等）
- ・謝礼金（上表の講師謝礼を除く）
- ・建物改修、水道工事費
- ・光熱水費、通信運搬費（電話料金、運搬・配達費用）
- ・食材費
- ・単価２万円以上の物品
- ・テレビ、録画機器、カメラ、パソコン、プリンタ、ゲーム機等の電子機器
- ・その他市長が不適当と認める費用

※２ 現に補助団体の構成員が自己の居住の用に供している建物・場所や補助団体の事務所等として使用している物件を利用する場合は、会場使用料の補助対象とはならない。また、賃貸借物件を利用する場合に、月額家賃等を日割りして子どもの居場所開催日分を算出することは不可とする。